

別表
令和8年度版

委託対象経費	内 容
報償費	講師（事業実施主体の職員を除く）への謝金等
旅費	講師への旅費等
消耗品費	事業実施のために必要な消耗品費等 （1点あたり1万円未満のものとする）
食糧費	講師用茶代（菓子代及び食事代は含まない）
印刷製本費	資料、パンフレット、アンケート等の印刷製本費
通信運搬費・保険料	切手等の郵送経費、保険料（実施する内容に応じた当日分の保険）等
使用料および賃借料	事業実施のための会場、施設、機械及び備品の賃借料
振込手数料等	振込などにより生じる手数料等

1. 領収書（あて名、日付、支出金額及び支出内容や詳細な品目名、数量（品代等の不明確な表示は不可）が明示されているものに限る。）、積算証明等の支出額を明確に証する書類により、その支出が確認できるものに限る。
2. 対象とならない経費
 - ・ 経常的な経費（団体運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料等）
 - ・ 団体の構成員同士による会合の飲食費
 - ・ 料理教室等の事業で使用する食材費等、本来、受益者（参加者）が負担すべき経費
 - ・ その他、事業の実施に必要なと認められない経費